

**事務局だより**

**配分金の確定申告について**

センター会員が、センターから受け取る配分金は所得税法上、『雑所得』(給与所得ではありませんので、注意して下さい。)として取り扱われます。したがって一定の場合には、会員自身が確定申告を行う必要があります。

65歳未満の会員	配分金収入だけの会員	年間配分金の合計が103万円を超える場合
	他に年金収入がある会員	【年間配分金-特別経費(65万円)】 + 【公的年金等-公的年金等の控除額(注1)】 > 38万円【扶養家族あり(注2)】

- \* 所得者本人が年齢65歳以上で、かつ合計所得金額が1,000万円以下である場合に適用される老年者控除(50万円)が平成17年分の所得税から廃止されています。
- \* 配分金収入があっても年金は減額されません。

(注1) 公的年金等の控除額

		公的年金等の収入額	公的年金等の控除額
65歳未満の会員	灌昭和純年1月2日以後生の者の場合	130万円以下	70万円
	灌昭和純年1月2日以前生の者の場合	130万円超 410万円以下	年金収入 × 0.25 + 37.5万円
		410万円超 770万円以下	年金収入 × 0.15 + 78.5万円
		770万円超	年金収入 × 0.05 + 155.5万円
65歳以上の会員	灌昭和純年1月2日以前生の者の場合	330万円以下	120万円
		330万円超 410万円以下	年金収入 × 0.25 + 37.5万円
		410万円超 770万円以下	年金収入 × 0.15 + 78.5万円
		770万円超	年金収入 × 0.05 + 155.5万円

(注2) 控除対象配偶者及び扶養親族の数に応じた控除額

人数	控除額
なし	38万円
1人	76万円
2人	114万円
3人	152万円
4人	190万円
5人	228万円
6人	266万円
7人以上	6人を超える1人につき38万円を6人の場合の金額に加えた金額

- \* 障害者等がいる場合の控除の加算額については、最寄りの税務署にお尋ね下さい。
- \* この表には、配偶者特別控除額は含まれていません。

- ◆ 配分金収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得控除額及びその他の控除額等については、最寄りの税務署にお尋ねください。
- ◆ 上記の表を参考のうえ、配分金支払証明書を持参し、確定申告されますようお願いいたします。



<b>平成17年度配分金支払日のお知らせ</b>		
1月25日(水)	2月24日(金)	3月24日(金)